

せい かつ ほ ご 生活保護のしおり

せい かつ ほ ご しん せい し みん けん り
生活保護の申請は市民の権利です。

せい かつ ほ ご ひつ よう
生活保護を必要とすることは、

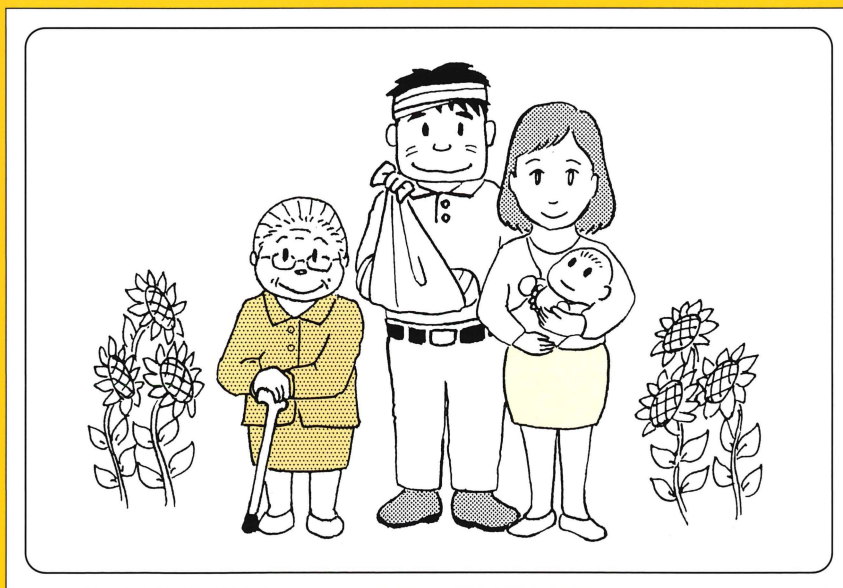
どなたにでもあり得ますので、

ためらわずに相談してください。

そう だん かた —— 相談にこられた方へ ——

このパンフレットは、保健福祉センターに生活保護の相談をされる方に、
知っていただきたい生活保護制度のしくみや、申請の手続などについて、
わかりやすく書いたものです。

わからない点がありましたら、遠慮なく保健福祉センターの職員に
おたずねください。



きょう と し ほ けん ふく し きょく
京都市保健福祉局

生活保護制度とは

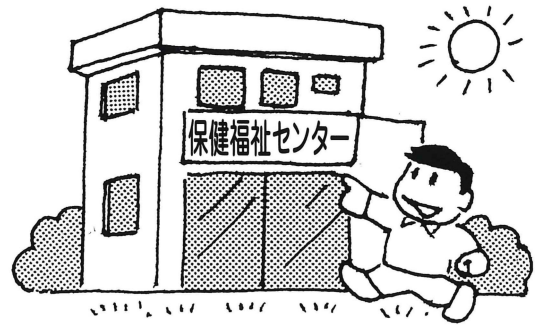
私たちの一生の間には、病気やけがをしたり、介護が必要な状態になったり、失業したり、生計の中心者が亡くなったり、事故に遭ったりするなど、いろいろな事情のため生活が苦しくなって、どうにもならなくなるときがあります。

このようなとき、あらゆる努力をしてもなお生活ができないときに、国が、困っている方の状況や程度に応じて、健康で文化的な最低限度の生活ができるよう、また、生活の向上が図っていけるよう援助するのが生活保護の制度です。

これは、憲法のきまりにより生活保護法という法律で決められていて、できる限りの努力をしてもなお生活に困っている場合は、国で決めた条件を満たせば誰でも生活保護が受けられることになっています。

このように、生活保護を受けることは国民の権利ですから、生活にお困りの方は遠慮せず、保健福祉センターにご相談ください。

保健福祉センターでは、お聞きした内容についての秘密は絶対に守ります。



生活保護のしくみは

生活保護は、あなたの世帯の家族(同じ家に住んでいる方全員)の人数や年齢などをもとに、厚生労働大臣が定めた方法により計算した月ごとの最低生活費と、あなたの世帯の収入とを比べて、世帯の一切の収入が最低生活費(保険の対象となる介護費用や医療費を含みます。)より少ない場合に、その少ない分の保護が受けられることとなります。また、保護は原則として、個人単位ではなく世帯単位で適用されることとなっています。

◇保護が受けられる場合

さい 最	てい 低	せい 生	かつ 活	ひ 費
しゅう 収	にゅう 入	ほご 保護費		

収入が最低生活費を下回るため、その不足分のみ保護が受けられます。

◇保護が受けられない場合

さい 最	てい 低	せい 生	かつ 活	ひ 費
しゅう 収	にゅう 入			

収入が最低生活費を上回るため、保護は受けられません。

このように、生活保護は国民の権利として世帯の収入の不足分を補う制度ですが、生活保護を受けるにことになった場合は、あなたの世帯の方で

- ◆ 働ける人は、働く。
 - ◆ 年金や手当などをもらえる人は、それもらう。
 - ◆ 預貯金や、最低生活に必要なのない不動産、自動車、生命保険などの財産・資産を処分できる人は、それを処分して当面の生活に役立てる。
 - ◆ 親、子、兄弟、子供の父親などから援助の受けられる人は、それを受ける。
- などに向けて努力を行っていただくことになります。

なお、暴力団に所属している場合は生活保護を受けることができません。

保護の種類は

生活保護には次の8つの種類(扶助といいます)があり、その世帯の状況に応じてそれぞれ必要な扶助が受けられることになっています。

また、これらの一つ一つには、程度(内容・金額)が決められています。

- ① 生活扶助 …… 衣食など日常生活の費用
- ② 住宅扶助 …… 家賃など住まいの費用(ローンの返済は含まれません。)
- ③ 教育扶助 …… 義務教育の費用
- ④ 介護扶助 …… 介護保険の対象になる介護にかかる費用
- ⑤ 医療扶助 …… 医療にかかる費用(室料は含まれません。)

- ⑥ 出産扶助 …… お産のための費用
- ⑦ 生業扶助 …… 高校就学、就職支度のためなどの費用
- ⑧ 葬祭扶助 …… お葬式のための費用

生活保護の手続は

① 相談・申請

ご本人や同居の家族の方、又は親戚の方が、お住まいの地域の保健福祉センターへお越しください(病気などお体の都合で来られないときは電話などでご連絡ください。)

保健福祉センターでは、お困りの状況などをお聴きし、保護申請書の提出などの手続をしていただきます。

② 調査

申請の手続が終わると、保健福祉センターの担当者があなたの家庭を訪問して、生活に困っておられる状況を詳しくお聴きしたり、必要に応じ銀行や生命保険会社などへ、照会したりして、保護を受けるための要件が満たされているかどうか(「生活保護のしくみは」を参照してください。)、調査を行います。

その際、あなたやあなたの家族の収入が毎月どれくらいあるのかを申告していただく「収入申告書」や雇用主の発行する給与証明書、また、資産の状況を明らかにしていただく「資産申告書」などの書類を提出していただくことになります。

なお、保健福祉センターが銀行や生命保険会社などの関係先に問合せることに同意するという「同意書」を出していただくことがあります。

保健福祉センターは、この調査をもとに生活保護を適用するかしないかの決定を行いますので、調査にはご協力ください。

また、これらの調査のほか、扶養義務者(親、子どもなど)の扶養は生活保護に優先して行われるとされているため、扶養義務者の方へ援助の可能性などについて調査をさせていただきます。ただし、お話を伺って援助が期待できないと判断される

ば あい ちょうさ おこな ぎゃくたい う ば あい ねんてい ど おんしん
場合には、調査を行わないことがあります（虐待を受けている場合、10年程度音信
ふ つう ば あい
不通の場合など。）。

③ 決 定

ちょうさ お ほ けんふく し せたい せいかつ ほ ご う かいし
調査が終わると、保健福祉センターはあなたの世帯が生活保護を受けられる（開始）
か、受けられない（却下）かを決定し、書面（保護決定通知書）でお知らせします。

ほ ご けつてい つう ち しょ しんせい にち い ない わた よてい なん
この保護決定通知書は、申請があつてから14日以内にお渡しする予定ですが、何
らかの事情で14日以内にお渡しできない場合でも、30日以内にはお渡しすることにな
っています。

ほ ご けつてい はや おこな けつてい おそ ば あい ほ
保護の決定はできるだけ早く行うようにしていますが、決定が遅い場合には、保
けんふく し せつめい もと
健福祉センターに説明を求めてください。

せいかつ ほ ご しんせい ご にち す ほ けんふく し つう ち ば あい
なお、生活保護を申請後30日を過ぎても保健福祉センターから通知がない場合、
ほ ご しんせい きゃつか きょうと ふ ち じ あて しん さ もと
保護申請が却下されたものとみなして、京都府知事宛に審査を求めることができま
す（これを「不服申立」といいます。）。

生 活 保 護 の 決 定 に 疑 問 が あ る と き

けつてい ないよう ふ めい てんまた ぎ もん ちよくせつ ほ けんふく し せつめい もと
決定の内容に不明な点又は疑問があるときは直接、保健福祉センターに説明を求
めてください。

けつてい ないよう なつとく けつてい し ひ よく
決定の内容について、どうしても納得できないときは、その決定を知った日の翌
じつ けつ い ない きょうと ふ ち じ あて しん さ もと ふ ふくもうしたて
日から3か月以内に京都府知事宛に審査を求めることができます（これを「不服申立」
といいます。）。

民 生 委 員 の 役 割

ほうりつ さだ ほ けんふく し きょうりよく き かん ち いき せいかつ
法律で定められた保健福祉センターの協力機関として、それぞれの地域で生活に
こま かたがた そうだん おう ほ けんふく し れんらく と あ やくわり
困っている方々などの相談に応じたり、保健福祉センターと連絡を取り合う役割を
果たしています。

ひ みつ ほ けんふく し どうよう かなら まも あんしん そうだん
秘密は保健福祉センターと同様に必ず守られますので、安心してご相談ください。

保健福祉センターは

名	しょう称	しょ所	ざい在	ち地	もより最寄バス停	でんわばんごう電話番号	FAX番号
きたやくしよほけんふくし 北区役所保健福祉センター生活福祉課	せいかつふくし 生活福祉課	北区紫野東御所田町33番地の1 (北区総合庁舎内)			きたおおじしんまち 北大路新町	432-1181(代)	432-0388(代)
かみぎやう 上京区役所保健福祉センター生活福祉課		上京区今出川通室町西入堀出シ町285番地 (上京区総合庁舎内)			かみぎやう 上京区総合庁舎前	441-0111(代)	432-0566(代)
さきやう 左京区役所保健福祉センター生活福祉課		左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2 (左京区総合庁舎内)			さきやう 左京区総合庁舎前	702-1000(代)	702-1301(代)
なかぎやう 中京区役所保健福祉センター生活福祉課		中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地 (中京区総合庁舎内)			ほりかわお 堀川御池	812-0061(代)	812-0408(代)
ひがしやま 東山区役所保健福祉センター生活福祉課		東山区清水五丁目130-8 (東山区総合庁舎内)			きよみずみち 清水道	561-1191(代)	541-9104(代)
やましな 山科区役所保健福祉センター生活福祉課		山科区柳辻池尻町14-2 (山科区総合庁舎内)			ちかてつなぎつじ 地下鉄柳辻	592-3050(代)	502-1639(代)
しもぎやう 下京区役所保健福祉センター生活福祉課		下京区西洞院通塩小路東上東小路町608-8 (下京区総合庁舎内)			しもぎやう 下京区総合庁舎前	371-7101(代)	351-4439(代)
みなみ 南区役所保健福祉センター生活福祉課		南区西九条南田町1-3 (南区総合庁舎内)			とうじみなみもん 東寺南門前	681-3111(代)	681-5513(代)
うぎやう 右京区役所保健福祉センター生活福祉課		右京区太秦下刑部町12番地 (右京区総合庁舎内)			うぎやう 太秦天神川駅前	861-1101(代)	872-5048(代)
にしきやう 西京区役所保健福祉センター生活福祉課		西京区上桂森下町25-1 (西京区総合庁舎内)			ちよほらぐち 千代原口	381-7121(代)	381-6135(代)
らくさい 洛西支所保健福祉センター生活福祉課		西京区大原野東境谷町2丁目1番地の2 (洛西総合庁舎内)			さかいだに 境谷大橋	332-8111(代)	332-8188(代)
ふしみ 伏見区役所保健福祉センター生活福祉課		伏見区鷹匠町39-2 (伏見区総合庁舎内)			ひごまち 肥後町	611-1101(代)	611-4716(代)
ふかき 深草支所保健福祉センター生活福祉課		伏見区深草向畑町93-1 (深草総合庁舎内)			すじかいばい 直達橋一丁目 またふじもり 又は藤ノ森	642-3101(代)	643-7719(代)
だいご 醍醐支所保健福祉センター生活福祉課		伏見区醍醐大構町28番地 (醍醐総合庁舎内)			ちかてつだいご 地下鉄醍醐	571-0003(代)	573-1505(代)

◆ 保健福祉センターでは生活保護だけでなく、次のような福祉に関する仕事も行っています。

こどもに 関すること	ほいくしよ 保育所への入所、子育てに関する相談(子どもはぐくみ室)、 児童手当及び子ども医療費支給制度の利用案内など
こうれいしゃ 高齢者の方に関すること	ろうじん 老人医療費支給制度、養護老人ホームへの入所、緊急通報システムなどの 在宅福祉サービス、介護保険の資格認定など
はしかていなど 母子家庭等に関すること	はしかていなど 母子生活支援施設への入所、ひとり親家庭等医療費支給制度 児童扶養手当、各種貸付など
しょうがい 障害のある方に関すること	しんたいしょうがいしゃ 身体障害者手帳・療育手帳の交付、福祉サービス・福祉用具の利用、更生 医療の給付、特別障害者手当の支給、重度心身障害者医療費支給制度など
そ の 他	じょさん 助産施設への入所、遺族援護、中国残留邦人等支援給付、 高校進学・修学支援金の利用案内など

おな
同じです
あなたとわたしの
たいせつ
大切さ